

日本臨床心理士養成 大学院協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第17号 2013年(平成25年)

3月31日

第9巻第2号

新会則施行のお知らせ 1

巻頭言 :

21世紀の臨床心理学のテーマについて 2

臨床心理士の未来に向けて 3

新会則が施行されました(会則、役員選出規程) 4

各委員会より 13

研究成果報告(過年度助成対象校より) 15

会員校一覧 18

新会則施行のお知らせ

御高承の通り、本会の会則等整備委員会に原案を作成して頂き、理事会での審議を経て、各会員校における審議をお願いし、それに基づく各会員校の賛否投票の結果を踏まえて、昨年12月16日の理事会で審議決定して頂いた新会則は、本年1月31日付で全会員校に配布されました。

この会報も新会則施行後の最初の会報になります。そして本年9月に開催が予定されております総会における会計関係(予算、決算)の審議事項は下記の通りになる予定ですので、御承知おき下さいますようお願い致します。

①平成24年度事業及び決算の報告

②平成25年度事業計画及び予算の報告

加えて、平成25年度の予算執行状況の報告

③平成26年度事業計画及び予算(案)の審議

これまでは、年度が始まってから、当該年度の予算を9月の総会で報告していました。

本年は③までの承認手続きを、平成25年9月に済ませることで、従来のような後追いの手続きが解消されることになります。なお②の25年度予算は、本来、前年度(平成24年度)の総会で審議・承認されるべきものですが、これまで新会則にある代議員制度がありませんでしたので、本年度は、従来通り、理事会が予算を立て、その執行状況を中間報告する形にさせていただきます。

次の平成26年9月の総会では、25年度決算と27年度予算案を審議して頂くことになると思いますので、本件につき併せて御承知おき下さいますようお願い申し上げます。

巻頭言 21世紀の臨床心理学のテーマについて

日本臨床心理士養成大学院協議会 会長 石川 啓

わが国にスクールカウンセリング制度が導入されたのは2001年である。その頃から臨床心理士がカウンセラーとして中学校に配属されるようになった。その後小学校、高等学校でも採用されるようになり、臨床心理士という職能資格所持者の数も、今では約2万5千名を数えるようになった。そして昨今では、臨床心理士が、教育分野のみならず医療分野、産業分野、司法分野をはじめ自衛隊などでも活躍されるようになり、まことに御同慶の至りであるが、他方永年の懸案である国家資格問題は、是非この国会で結着・解決して頂きたいと願っている。

スクールカウンセリング制度から始まり臨床心理士が社会に受容されてきたということは、臨床心理学が専門的活動として社会から認められたということに加えて、社会に対して説明責任を果たす学問としての発展を要請されているということでもある。

現代の臨床心理学は社会的な変化とともに急激に発展しつつある。

臨床心理学では、実践性を基本とするために、他領域の心理学のように科学性のみを追究することは許されない。他領域の心理学では、その評価基準として科学性が重視される。これに対し臨床心理学では、実践的有効性が重視されることになる。客観的な論理性があっても、実際に役立たなければ意味がないからである。そのため臨床心理学における科学性は、自然科学に準ずるといった厳密性を離れて、データに基づく推論を行うといった広い意味での実証的態度として理解されるようになった。臨床心理学の活動の実践的効果を実証的に評価する研究の結果、学派の教義や理論を根拠にするのではなく、具体的なデータという証拠に基づいて介入の技法や対象を選択することの重要性が指摘されるようになった。

さらに実証性を媒介とすることで、心理学にとどまらず、医学や生物学や社会学とも連携してい

くことが可能になった。これが所謂生物-心理-社会モデルの展開である。

それに対して、臨床心理学は、クライアントの語りを聴き、クライアント自身が自らの物語を生きていくのを援助する活動であるべきだというナラティブセラピーの考え方もある。

そのような考え方の基礎には、人間の現実とは実体として存在するのではなく、人びとの間の相互の交流を通して社会的に構成されるという社会構成主義のパラダイムがある。このような方法論は、人と人との関わりを通して、事例の現実を変えていくという臨床心理学の方法論的根拠になっている。その場合、臨床心理学の活動は、クライアントの語りを尊重するという点で臨床心理士とクライアントの協働作業となり、それに加えてクライアントの問題解決を援助するためにさまざまな社会的資源が協働して新たな社会的現実を構成していくことを目指している。

そこには、治療という医学モデルではなく、援助やサービスという発想が中心になり、さまざまなヒューマンサービスという活動が協働して、新たな社会システムを構成していくことが目指されている。

現代の臨床心理学においては、実証性と協働性が重要なテーマになっている。

前者では、対象に対する実証的アセスメントに基づく客観的判断がその専門性の基本となっており、後者では、対象の主体性を尊重するという共感的関係に基づく協働的援助システムの構成がその専門性の基本となっている。このような異質な側面を含む両者の統合をどのようににはかっていくのが今世紀の臨床心理学の重要かつ最大のテーマとなると思われる。

前世紀末期から今世紀にかけての臨床心理学の進展の歴史や動向は、下山晴彦氏のご自身で編著された書物「講座臨床心理学1」（東大出版会2001年）に詳細に紹介しておられる。

臨床心理士の未来に向けて

日本臨床心理士養成大学院協議会 常務理事 皆藤 章

昨年12月16日に開催された理事会において新会則が承認され施行されることとなった。一昨年末から昨年にかけては正月返上で会則改正の原案作成に取り組み大変な思いをしたが、それ以降、会則等整備委員会委員長の山下景子先生を中心に何度となく原案を練り直し、会員校のご意見を頂戴し、そして総会での議論を経て、ようやく改正の運びとなった。ここに至るまでの多くの方々のご努力に深く感謝申し上げたい。

そもそも、従来の会則の最大の改正点は、せっかく年に一度総会を開催するにも関わらず、従来の会則では総会で議案を議決することができないことにあった。従来の会則では理事会が最高意思決定を行うことになっていた。したがって、総会では理事会決定をご報告するという段取りだったのである。

「これでようやく臨大協も民主的になった」などという意見があるかも知れない。しかし、そのような意見は臨大協の歴史を的確に知らないために出てくるものであるから、この際あえて一言申し上げておきたい。臨大協はそもそも、臨床心理士を養成する大学院が抱えるさまざまなテーマを忌憚なく話し合うために2001年に設立された。わたしは第3期から役員として活動しているが、その初期も含めて設立からおよそ10年あまりはほぼ何の支障も来すことなく、設立趣旨・目的に沿って定期的に理事会を開き、臨床心理士の質的向上に向けてさまざまな取り組みがなされていた。このような活動が非民主的だと言う人がいた

とすれば、それはまったくどうかしている。わたしの知るかぎり、理事会が議論紛糾し多数決で議案を決したことなど、現在に至るまで一度もない。すべての議案は合議されて理事全員の同意を得て決定されてきた。したがって、「改正」などという文言を用いてはいるけれども、それ以前が悪かったということではないのである。

それでは、これまで通りの会則でよいのではないかと思われるかも知れないが、ここ数年で臨大協が置かれている立場が劇的に変化してきたという要因によって、従来の会則が不十分なものになったのである。それは、臨大協が全国170校近くの会員校を会員とする団体として、臨床心理士養成に関わる制度的問題に臨床心理関連他団体（日本臨床心理士資格認定協会、日本心理臨床学会、日本臨床心理士会）と協働していく必要が生じたという要因である。

臨床心理士養成に関わる大学院はいかにあるべきかという課題は制度的問題に直結する。そして、「臨床心理士の的確な養成に資するための充実した大学院の創成・発展に寄与すること」という目的を掲げる臨大協にとって、関わっていかねばならないことである。そのとき、臨大協の拠って立つところは、臨床心理士養成は何よりもまず国民の要請に応えることのできる質を担保するものでなければならないという位置にあることを記しておきたい。

おりしも、東日本大震災を体験した日本は国家的規模で復興に取り組んでいるさなかにある。自

然災害からのこころの復興には長い時間と粘り強い取り組みが必要となる。まさに、質の高い臨床心理士の活動が求められている。ここで「質の高さ」というとき、それは何よりもこころ悩めるひとに真摯に向き合い、その語りを聴き、そのたましいが真に求めていることに応じていける能力を意味する。そうでなければならない。理論や学派の違いを超えて現実を瞥見してみたとき、こころの専門家としてそこに何が必要なのかはおのずと明らかであろう。臨大協もその活動のなかで、こうしたことを大切にしていきたいと自覚している。今回の会則改正も、臨床心理士の未来に向けて真に意味ある活動を行うために行われたのである。会員校各位のご理解とご協力を切にお願いする次第である。

新会則が施行されました

会則等整備委員会委員長 山下景子
(徳島文理大学大学院)

平成24年12月16日に開催されました第52回理事会(第4期第6回)において、会則改正案が議決され、翌17日より施行の運びとなりました。各会員校にはすでに郵送で通知させて頂き、本協議会ホームページにも掲載させて頂いていますので、お目通しください。

第4期理事会が発足した直後の前会報(16号)でお知らせしたように、会則改正は前期理事会から申し送られた大きな課題でした。会員校の先生方には、平成24年7月(第1案)、同12月(第2案)の2度にわたって改正案をご検討いただき、貴重なご意見を多数お寄せいただきました。ご多忙の中、誠にありがとうございます。第2案に対しては112校から回答を頂き、内92校が賛成、保留17校、反対3校、同様に役員選出規程に対しては、賛成93校、保留17校、反対2校、でした。以上の結果をもとに、会則等整備委員会は第2案の中の誤字・脱字や不適切な文言を修正した上で、最終案として理事会に提出しました。

今期の会則改正は、総会規定や代議員制、また、選挙による理事校の選出など、新会則と呼ぶ方がふさわしい大幅な改正となりました。会員校からは組織・運営の基本構想に関わるものから、文言・文字の使用法に至るまで、さまざまなご意見を頂きました。お寄せ頂いたご意見、ご要望に応じきれっていない点や、不備・不足の点もあるとは存じますが、まずは、新しい第一歩を踏み出す礎ができたと考えています。

当委員会の今後の活動としては、代議員の登録や総会の進め方、次期理事校の選挙など、実際の運用について検討していく予定です。何分、初めてのことばかりですので、不手際なことも多々生じるかもしれませんが、今後とも、会員校各位のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

日本臨床心理士養成大学院協議会会則

制 定：平成13年12月8日
改 正：平成19年9月14日
改 正：平成20年9月26日
改 正：平成23年9月16日
最近改正：平成24年12月16日

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、「日本臨床心理士養成大学院協議会」(以下「当会」という。)という。

2 当会の英文名は、The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology とする。

(事務所)

第2条 当会は、事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、わが国の心の健康に関する高度専門職業人としての臨床心理士を養成するために、財団法人日本臨床心理士資格認定協会(以下「資格認定協会」という。)が指定する大学院研究科専攻課程(コース)及び学校教育法第99条第2項に則る臨床心理学に関する専門職学位課程を有する大学院の関係者が、相互の情報交換を密にし、かつ、関係機関との協調を図りつつ、臨床心理士の的確な養成に資するための充実した大学院の創成・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床心理学の大学院課程での適正なカリキュラムに関する調査・研究及びその公開
- (2) 大学院教育機関としての施設の望ましいモデル策定等に関する活動
- (3) 附属臨床心理相談施設及び関連実習施設の充実に関する情報の提供と制度の整備(有料化も含む。)に資する諸活動
- (4) 選抜試験や資格試験についての検討や提言
- (5) 関係機関・団体との連絡調整
- (6) 年次大会等の開催
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員校

(種別)

第5条 会員校は、資格認定協会が定める第1種指定校、第2種指定校及び臨床心理学に関する専門職学位課程大学院である。

(入会)

第6条 会員校になろうとする大学院は、入会申込書を当会の会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員校の代表者は、当該校の理事長若しくは学長又は当該大学院研究科長、若しくは当該専攻（コース）代表等の職務にある者とする。

(異動)

第7条 会員校は、次の事由があった場合は、速やかに理事会に届け出なければならない。

- (1) 会員校の名称及び所在地等、会員校を同定する事項に変更があったとき。
- (2) 資格認定協会が認可する大学院研究科専攻課程（コース）及び専門職大学院名称に変更があったとき。
- (3) 入会時に届け出た代表者に変更があったとき。

(会費)

第8条 会員校は、細則に定める会費等を納入しなければならない。

2 既納の会費等は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員校は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 資格認定協会の指定を取り消されたとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 当会が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員校が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員校が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。ただし、第1号の規定により除名しようとするときは、その会員校に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当会の名誉を傷つけ、又は当会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 代議員

(資格)

第12条 代議員は、資格認定協会が認定する大学院研究科専攻課程（コース）及び専門職大学院の教員（非常勤を除く。）であり、かつ、臨床心理士資格を有する者とする。

2 代議員は各会員校につき1名とする。

(登録)

第13条 会員校は、前条の資格を有する教員1名を、年度当初に代議員として登録する。

2 代議員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(資格の喪失)

第14条 代議員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 所属する会員校を退職したとき。
- (2) 臨床心理士資格を失ったとき。
- (3) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。

(代議員の交代)

第15条 前条の事由又は他の事由により、代議員が年度途中で交代する場合、会員校は速やかに交代の申請を行う。

第5章 総会

(総会の構成)

第16条 総会は、第12条の代議員をもって組織する。

(総会の招集)

第17条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、会員校現在数4分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会議の都度出席代議員の中から選出する。

(総会の議決事項等)

第19条 総会の議決は、第12条に定める代議員によって行う。

- 2 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
 - (4) その他当会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会の代理出席)

第20条 総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書類を会長に提出することにより、第12条に定める代議員資格を有する教員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、当該代議員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の定足数等)

第21条 総会は、代議員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ議決権を委任する意思を示した代議員は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員校への通知)

第22条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員校に通知する。

(議事録)

第23条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び議長の指名した出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 役員

(役員)

第24条 当会には、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 理事10名以上、20名以内（うち常務理事1名）
- (3) 監事2名

(理事及び監事の選出)

第25条 理事及び監事は、総会で選出する。

- 2 理事及び監事の選出に当たっては、選出規程による。
- 3 監事には、当会の理事が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族関係その他の特殊の関係があってはならない。
- 4 理事は、互選で常務理事を定める。

(会長の選任)

第26条 会長は、理事会が推挙し、会員校の3分の2以上の同意によりこれを定める。

(会長及び理事の職務)

第27条 会長は、当会の業務を統括し、当会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、理事がその職務を代理し、又は職務を行う。
- 3 常務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この会則に定められるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第28条 監事は、当会の会務及び財務に関し、次に規定する職務を行う。

- (1) 理事会、総会等に出席する。
- (2) 当会の会務及び財務を監査する。
- (3) 当会の会務及び財務について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。その請求後 40 日以内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(役員任期)

第 29 条 当会の役員任期は、4 年とし、再任は 1 期を限度に認める。

- (1) 役員は、当該会員校の代議員の期間に限る。ただし、役員が当該会員校の代議員を解かれることとなるときは、役員後任者が就任するまで、前任者がその任に当たるものとする。
- (2) 後任により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 30 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び代議員の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。ただし、第 2 号による解任の場合には、その役員に対し、理事会及び総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 31 条 役員は、無給とする。

第 7 章 顧問

(顧問選任)

第 32 条 当会は、顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(顧問職務)

第 33 条 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会等で助言を行う。

(顧問報酬)

第 34 条 顧問は、無給とする。

第 8 章 理事会

(理事会招集等)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事現在数 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第36条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した理事は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9章 委員会

(委員会)

第37条 当会の事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 当会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会員校が納付する年会費
- (2) 新規会員校が納付する入会費
- (3) 関係機関等の補助金・寄附金等
- (4) その他の収入

(会計の種別)

第39条 当会の会計は、一般会計と特別会計の2種とする。

(資産の管理)

第40条 当会の現金資産は、預金等確実な方法により、会長が保管する。

2 前項の保管については、事務局が代行することができる。

(収支決算)

第41条 当会の収支決算は、会長が作成し、事業及び会計報告書並びに会員校の異動状況書とともに、監事の会計監査を経て、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

2 当会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を特別会計に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(新たな義務の負担等)

第42条 第36条で定めるものを除くほか、当会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第43条 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 11 章 会則の変更

(会則の変更)

第 44 条 本会則は、総会において全代議員の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

第 12 章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第 45 条 当会の事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員校及び代表者名簿
- (3) 所属大学を記した役員名簿
- (4) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する証拠書類
- (6) その他必要な書類

2 前項第 1 号から第 3 号までの書類は永年、同項第 4 号及び 5 号の書類は 10 年間、同項第 6 号の書類は 1 年間保存しなければならない。

(細 則)

第 46 条 この会則の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

〈附 則〉

- 1 本会則は、平成 19 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 第 7 条第 5 項の定めにかかわらず、第 2 期役員（平成 15 年 4 月 1 日就任）の任期を平成 19 年 9 月 30 日まで延長する。

〈附 則〉

- 1 本会則は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 第 7 条の定め第 6 項を加える。ただし、この措置は平成 20 年 4 月 1 日より適用するものとする。

〈附 則〉

- 1 本会則は、平成 23 年 9 月 16 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 7 項により構成される役員（平成 23 年 10 月 1 日就任）より、あらためて第 7 条第 8 項を適用するものとする。

〈附 則〉

- 1 本会則は平成 24 年 12 月 17 日から施行する。
- 2 第 6 章及び第 7 章の定めにかかわらず、現役員の任期満了日は平成 27 年 9 月 30 日とする。

日本臨床心理士養成大学院協議会 役員選出規程

平成24年12月16日制定

(趣 旨)

第1条 日本臨床心理士養成大学院協議会会則（平成24年12月16日制定。以下「会則」という。）第24条に定める理事及び監事の選任を適正に行うために選出規程を定める。

(委員の構成)

第2条 理事及び監事の選出を行うために、会長は、常務理事を含む3名の理事を選挙管理委員として指名する。

(選挙管理委員の業務)

第3条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

- (1) 理事の選出に関すること。
- (2) 監事の選出に関すること。

(会員校の投票権及び被投票権)

第4条 選考事由が発生する年度の会費を納入している会員校は、役員を選出についての投票権及び被投票権を有する。

- 2 投票は、会則12条に定められた代議員が行う。
- 3 被投票権を有するのは、会員校である。

(理事及び監事の定数)

第5条 理事の定数は、16名とする。

- 2 監事の定数は、会則第24条第3号に定めるとおり、2名とする。

(理事及び監事の構成)

第6条 理事の構成は、次の配分による。

- (1) 全国区5名
 - 第1種指定校 2校
 - 第2種指定校 1校
 - 専門職大学院 2校
- (2) 地方区11名
 - 北海道・東北地区 1校
 - 関東・甲信越地区 4校
 - 東海・北陸地区 2校
 - 近畿地区 2校
 - 中国・四国地区 1校
 - 九州・沖縄地区 1校

- 2 監事は、全会員校の中から2校とする。

(投票及び当選校の確定)

第7条 投票は、全国区、地方区、監事の順で行う。

- 2 前項3種のうち複数にまたがって当選した会員校の優先順位は、全国区、地方区、監事とする。
- 3 当選校の代議員が理事及び監事となる。
- 4 理事及び監事は、特別な理由のない限り、辞退することはできない。

各委員会より

国家資格検討委員会 — 9月以降の活動より—

国家資格検討委員会委員長 伊藤良子
(学習院大学大学院)

河合隼雄元文化庁長官と共に、長年にわたって臨床心理士の国家資格のために尽力下さってきた国会議員の方と複数回お会いし、じっくりとお考えを聞かせて頂きました。議員は、河合先生との約束を守ることができるよう、良い国家資格を作りたいと、熱くお話し下さいました。そこで、次のような重要な方向性が確認されましたので、ご報告いたします。

- (1) 国家資格は専門性の担保が重要なので、その要件は大学院修了とする必要がある。
- (2) 国家資格については、日本臨床心理士資格認定協会の意向が大切であり、これまでの実績を積み重ねてきた心理臨床関連4団体で話し合うことが必要である。
- (3) 医療団体との調整が必要である。

以上の諸点を踏まえると、議員立法として提案される場合、「3団体（日本心理学諸学会連合・臨床心理職資格推進連絡協議会・医療心理師国家資格制度推進協議会）案」は、大学院の臨床心理学課程修了を要件としていない点で、議員の考える国家資格に合致しないという問題があること、日本臨床心理士資格認定協会を中心に、日本臨床心理士会、日本心理臨床学会、日本臨床心理士養成大学院協議会の4団体で十分な議論を尽くすべきこと、また、医療団体との調整が重要かつ困難な課題であることが明らかになりました。

「臨床心理士の国家資格」を提案している当協議会としては、医療ははじめ各領域の公的施策に臨床心理士配置のガイドラインが整備されることを重視しています。以下に現状把握の一部を記載しておきます。

国の各省庁においては、近年、臨床心理士を配置する施策が増加しています。とくに厚生労働省では、2008年以降、公文書に「臨床心理士」の名称が明記されるという大きな変化が生じていま

す。例えば「がん対策推進基本計画」「総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターに関する厚生労働省医政局長通知」「労災精神障害専門調査員設置要綱」「雇用施策実施方針の策定に関する指針」「母子生活支援施設運営指針」等です。内閣府では「犯罪被害者等基本計画」、最高裁判所では「裁判員メンタルヘルスサポート窓口制度」があります。また、防衛庁では、陸・海・空の82駐屯地や自衛隊病院等に臨床心理士が配置されており、自衛隊員が臨床心理士資格取得のため養成大学院で修学する制度も設けられています。

地方自治体や公的医療機関にも臨床心理士の採用が増えています。例えば、国立病院機構医療センターのみならず、東京都保健医療公社、京都市立病院機構、鳥取県病院局等の募集要項に「臨床心理士」が任用資格として明記されています。筆者が関わってきた市の教育センターでも、臨床心理士が教育相談担当の常勤公務員として採用されるに至りました。

このように公的施策に「臨床心理士」資格名が用いられていることは、国家資格と同等の扱いを受けていると言えるでしょう。

こうした臨床心理士の専門性に対する信頼は、長い年月をかけて生まれてきたものであり、この信頼を失うようなことがあってはなりません。日本心理臨床学会が30年余前に設立されたのは、心理臨床の専門性の向上を目指したからでありました。大学紛争や反精神医学の考えが日本にも広がっていた当時、心理臨床家が資格を持つことはクライアントと対等の立場に立つことを妨げるとの意見もあり、真摯に議論して、クライアントに貢献する為には何よりも専門性を高めることが重要だと結論に至りました。こうして「臨床心理士」資格は、主体的に創設されました。以来、専門性を高めるべく日々精進して参り、各領域で受け入れられてきております。今や国家資格に限りなく近づいていると言えましょう。

今後も、専門性を担保する法制化が進むよう活動するとともに、その基盤となる大学院生の心理臨床教育に励むことが重要だと考えております。

(委員：伊藤良子・菊池義人・横山知行)

各委員会より

震災関連委員会報告

—こころの復興支援調査結果速報—

震災関連委員会委員長 長谷川啓三
(東北大学大学院)

震災関連委員会では会員校にご回答いただいた「こころの復興支援調査」の集計作業に取り組んできました。現在は、会員校向け報告論文の執筆に加え、国内外の関係機関への情報発信についても協議しています。ここでは結果の速報をさせていただきます。

本調査は会員校が東日本大震災支援を含めこれまで取り組んできたこころの復興支援活動を「支援活動」「教育研修活動」「連携活動」の観点から規模の大小を問わず広範にわたり集積し、本会および会員校が果たすべき社会的役割を模索すること、中長期支援の指針を得ることを目的としました。その結果、会員校は附属相談室を活用した支援活動に力を入れてきたこと、全国に分布する相談室は大規模災害時のリファー先としての社会的機能を有すること等を確認できました。また被災地に直接赴いた支援活動に加え、後方支援にも尽力してきたこと、教育研修活動では東日本大震災以前からすでに学内外への心理教育等の予防的活動に取り組んでおり、震災後はこれらの活動の更なる拡充がみられました。連携活動では、これまでの「教育」「医療」との連携を基盤としながらも、新たな連携として「歯科医との連携」「職業的災害救助者を含む公的機関との連携」「国際連携」等が実現しています。中長期的支援の拡充のためには、後方支援のための資金確保、教育による次世代の臨床家育成、支援のための時間確保、ハード面の整備、内部・外部との連携推進が不可欠な要素として示されました。後世に引き継ぐべき意義ある支援活動には「県外避難者支援」「原発事故関連の心理支援」「支援者支援」等が挙げられ、見逃されがちで支援が行き届きにくいところにも眼差しを向けることの重要性等を確認しました。

(委員：長谷川啓三・松崎佳子・三谷聖也)

各委員会より

教育研修委員会からの報告

教育研修委員会委員長 亀口憲治
(国際医療福祉大学大学院)

教育研修委員会では、本会主催による初の研修会を企画中です。研修テーマは、「臨床心理士養成大学院におけるスーパーヴィジョンの充実」で、開催日時は平成25年12月1日(日)、10:00～17:00、会場は学士会館(東京都千代田区神田錦町3-28)を予定しています。なお、正式なご案内は7月以降を目途としています。

研修内容としては、午前中に平成24年度に研究助成を受けた2件の特別課題研究の中間報告を予定しています。午後は、シンポジウム形式で、養成大学院における実習指導ガイドラインの策定をめぐる話題提供と質疑応答を想定していますが、シンポジスト等の詳細については、今後の委員会・理事会等でさらに検討されることになっています。本委員会としては、臨床心理士養成に関連する諸団体の代表者の方々のご出席を得て、養成大学院における臨床心理実習指導の質的向上に資する活発な意見が交換され、一定の方向への集約がなされることを期待しています。

臨床心理実習は、臨床心理士養成カリキュラムの中核でありながら、地方によっては、指導者の数が絶対的に不足しているために、院生が養成の目標とされる「汎用性のある臨床心理士」としての実践的訓練を十分に受けることが難しい現状があることも無視できません。個々の大学院では解決困難な地政学的問題については、各地域における大学院の壁を超えた地域内連携を模索する必要も指摘されています。教育研修委員会では、このような地域間格差の問題についても、今後検討を重ねていく予定です。

研究報告① 新潟青陵大学大学院【第2回採択校／区分：研究助成】

臨床心理士養成において遊戯療法実習が果たす役割

新潟青陵大学大学院 報告者 伊藤真理子

子どもの心理療法の一技法である遊戯療法は、臨床心理士を目指す初学者にとってとっつきやすく、治療者として成長していくことができることも多い技法であるといわれている。新潟青陵大学大学院では、開設当初より遊戯療法実習を修士1年前期の実習として取り入れてきた。これは、幼稚園児と修士1年生が、一対一でプレイルームに入ってロールプレイを行っていくものである。この実習では、関係の持ち方、治療枠の問題、遊びの見立てなど様々なディスカッションが行われる。それを通して単なる遊戯療法の技法習得に留まらず、治療関係やクライアント理解についての臨床感覚が開かれていくのではないかという実感を筆者らは得てきた。臨床心理士としての訓練の中心に据えられるのは、クライアントとの面接とそのスーパーヴィジョンであろう。遊戯療法実習において子どもと出会い、その出合いを振り返る体験は、臨床心理士の訓練において、どのような役割を果たしうるのだろうか。今回の助成をいただき、臨床心理の初学者の実習において習得されるもの、習得されるべきものについて検討する機会を得た。

まず、臨床心理士養成指定大学院の付属相談施設において、遊戯療法とそのスーパーヴィジョン、教育（講義・実習）がどの程度行われているのかについて検討することとした。回収率が37%と低く、全会員校の傾向を検討するには不十分であったのは残念であった。今後、全国の子どもの心理療法の治療者教育、実践の現状が確かめられるとよいと思う。

回収されたアンケートからは、遊戯療法自体は大学院付属相談室ではよく行われており、大学院生の臨床心理士としての教育・訓練のメソッドの一つとなっているのがみて取れる。しかし、講義、

実習としてインテンシブに遊戯療法を取り上げることは一部の大学院でなされているに過ぎない。また、教員の専門領域によって、「遊戯療法」が意味する内容も異なっていた。これには、遊戯療法自体の理論化が未成熟であること、遊戯療法という形のないものをどのように教えるかの困難さが関連していると考察される。しかし、相談数が確保されていることを鑑みると、遊戯療法という一技法の習得という視点よりも遊戯療法を利用した臨床心理士の基礎訓練のメソッドを各大学院で共有・発展させていく必要があると考えられた。

次に、本大学院において修士課程1年前期に行われている臨床心理基礎実習において大学院生は初学者としてどのような学びを得ているのかを検討するため、遊戯療法のロールプレイのビデオを作成し、その観察記録を実習前後で比較することから、大学院生の視点の変化を検討した。

検討の結果、教科書上の対人援助論を学んで来た初学者は、実習前には態度や言葉がけなど「セラピストとしての理想」「正解／不正解」に着目することが多く、記述は治療者に関するものの量が多いが、24コマの実習後にはむしろ子どもの性質や問題の見立てなど、クライアントの個別性に視点がシフトし、子どもに関する記述が増加していることが分かった。

遊びを通じて子どもと関わる場には、心理臨床のエッセンスとしての即興性、一回性、個別性が存在する。こういったエッセンスにどのように開かれていくのかが治療者としての成長に深く関わっているのではないかと考える。今回の助成をきっかけに、大学院としてこの成長にどのように付き合い臨床心理士を育てていくのかについてさらに深めていきたいと考えている。

研究報告② 福岡女学院大学大学院【第3回採択校/区分：研究助成】

研究助成を受けて、その成果の報告—臨床心理実践を主軸とした震災支援

福岡女学院大学人文科学研究科長 大野博之

福岡女学院大学臨床心理センター長 原口芳博

福岡女学院大学人文科学研究科 奇 恵英

東日本大震災による被害の大きさと被災者の多さから今後長期に渡る支援が十分予想される中、福岡女学院大学大学院臨床心理学専攻では、長期に渡る震災支援に我々が積極的に関わり続けるために、臨床心理実践を主軸とした震災支援を構想した。それが実践できれば、臨床心理専門家はその専門性を活かして長期的に関わり続けられる。さらに、臨床心理士を目指す大学院生には卒業後も自主的に震災支援に関わっていくモチベーションを高めるきっかけ、原動力になり、継続的に震災支援の人的資源を増やしていくことが可能になる。

そこで、当大学院が一丸となって、2011年7月、日本臨床心理士養成大学院協議会の研究助成を受け、2011年8月に心理臨床の専門性が主体となった震災支援を行った。その成果から、本学大学院の補助等を受け、2012年3月に2回目の支援を行い、さらに、これらの実績をもって2012年度から学術研究助成基金補助金を確保、2012年8月(終了)を含め、今後2年間(2015年3月まで)継続支援を行う予定である。本稿では、日本臨床心理士養成大学院協議会の研究助成による2011年8月の震災支援及びその研究成果について簡略に報告する。

◎震災支援の枠組み作り：事前に各被災地の災害ボランティアセンターを訪問、支援企画を説明。受け入れの環境が整っていた岩手県宮古市災害ボランティアセンターとの打ち合わせを行い、具体的な日程を設定。2回目の事前訪問で、対象仮設住宅地の全世帯にポスティング(案内チラシ配り)

を行い、広報活動。

◎支援地域及び対象：宮古市の特定の仮設住宅地2か所(約500戸・約40戸)。

◎支援内容：A.子どもが日常の楽しみを取り戻す機会の提供(集団療法「あそぶ寺子屋」の実施)、B.本来健康で豊かに生きていた大人が、自分の力により心身のよい変化をもたらす体験と方法の提供(大人対象で、サート(主動型リラクゼーション療法)による「リラクゼーション教室」の実施)、C.現地で継続的な臨床心理学的支援が可能な人材の育成(現地臨床心理士会との連携による「サート研修会」開催)。

◎支援期間及び支援者：2011年8月9日～8月21日(うち、10日間活動)、臨床心理士養成校教員及び臨床心理士4名・大学院生4名

◎参加被災者：大人(38才～94才)延べ123名、子ども(3才～16才)延べ117名(2012年8月まで3回支援の参加者大人延べ331名、子ども延べ217名)

◎サート研修会参加者：岩手県立大学で実施、臨床心理士を中心に約30名参加。

◎研究成果発表：日本心理臨床学会発表(2012年9月)

今回の支援の成果の要因は、事前の広報活動、身体にアプローチする心理療法が被災者にとっては理解しやすく、また、切実に必要としていたことが挙げられる。これらの活動を可能にしてくれた日本臨床心理士養成大学院協議会の研究助成に改めて感謝申し上げたい。

研究報告③ 京都大学大学院【第3回採択校／区分：研究助成】

「心理臨床ボランティア学」の構築へ向けて

京都大学大学院 報告者 大山泰宏

1. 背景と目的

東日本大震災に関連した支援をおこなうため、当大学院では「こころの支援室」を立ち上げ、被災者・支援者等を対象にした支援をおこなってきた。そこで心理臨床の専門性に基つきながら、どのような支援をおこなうことができるのか、また、その場合の留意点はどのようなことになるのか、さらにはそこから得られた知見が、どのように臨床心理士養成に還元できるのか等を、実際の活動実践を通して探究しようというのが本研究である。

そのキーワードとして「心理臨床ボランティア学」というものが構想された。心理臨床の専門性に基つきつつ活動をおこなうとき、面接・相談の枠（リミットセッティング）や料金といった、心理臨床行為を支える中心的な設定との関連を再考することばかりでなく、その扱う内容も、こころのテーマに還元できる事象ばかりでなく、生活や地域的特性等にも考慮した複層的な関わりが必要となってくる。さらに、被災者等の支援には、多くの学問・活動分野が複合的に関わるゆえ、心理的支援をその中に固有の活動として自覚的に位置づけることも必要となってくる。

2. 活動・研究の実際

本研究助成に関連して私たちがおこなった支援活動の概要は以下のとおりである。

- 1) **電話相談**：大学院生を中心として輪番制で、震災に関連したこころの問題に関する電話相談活動をおこなった（週3回、11ヶ月間）。電話自体は大変少ないものであったが、震災支援ということをテーマに定期的にメンバーが集い情報を交換しあう機会として大変重要なものとなった。このことの意義については後に詳述する。
- 2) **避難・移住者を対象とした親子プログラム**：関西圏に避難・移住している親子を対象に、天体観測、陶芸体験、リース作り、オリエンテーリングなどの親子で参加できる活動をそれぞれ取り入れた企画シリーズを計3回開催した。ここでは、大学院生を中心として企画・運営に関

わり、参加した親子からのフィードバックや教員からのアドバイスを受けていった。（計3回）

- 3) **被災地での支援活動**：京都大学病院の精神科医師を中心として組織される「京都子どもの心のケアチーム」および日本箱庭療法学会の支援活動と連動して、被災地・避難地での支援活動をおこなった。（計10回）
- 4) **シンポジウム・講演会**：被災地で活動した、臨床心理士、医師、記者、米国の心理療法家などを招いた講演会やシンポジウムを開催した。（計4回）
- 5) **資料等の収集**：震災およびその支援、原発事故等に関連した記録、報道資料、ルポルタージュ、論考などを、今回の震災のみばかりでなく過去の災害も含め広く収集した。

3. 結果と考察

上述した活動を計画立案し実行していくうえで、その参与者間で情報交換をおこない議論することそのものが、当該の実践活動の分析、評価となり、ひいては「心理臨床ボランティア学」について構想することにつながった。被災地および被災者をめぐる状況は刻々と変化し、新たに生じてくる問題やテーマに対して常に鋭敏に開かれながら活動をおこなう必要があった。その中で心理臨床ボランティア学として必要な事として浮かび上がってきた知見を簡単に述べておきたい。まず何よりも傾聴というまさに基本中の基本が重要であり必要とされていることがわかった。そして、心理臨床ボランティアは、これまでの心理臨床のコミュニティワークよりもさらに即興性と創造性が必要である活動であり、しかも枠や護りが希薄な中で心理臨床の活動をおこなうために、内面化ばかりか「身体化」された枠に関する知が必要であること、対象者の感情の動きに至るまでの感覚の布置とそれに対する支援者側の想像力が重要であること、そしてその関わりのスタンスこそが対象者が日常生活の中でも心理臨床家の関わりを通して心理的な支えとなることなどが、浮かび上がってきた。こうしたことを含めて、本研究の活動は報告書としてまとめられ出版された。

日本臨床心理士養成大学院協議会 会員校一覧 (166校/都道府県別)

- 【北海道 /7校】**
札幌学院大学大学院
札幌国際大学大学院
北翔大学大学院
北星学園大学大学院
北海道大学大学院
北海道医療大学大学院
北海道教育大学大学院*
- 【青森県 /1校】**
弘前大学大学院
- 【岩手県 /2校】**
岩手県立大学大学院*
岩手大学大学院*
- 【宮城県 /2校】**
東北大学大学院
東北福祉大学大学院
- 【秋田県 /1校】**
秋田大学大学院
- 【山形県 /1校】**
山形大学大学院
- 【福島県 /3校】**
いわき明星大学大学院
福島学院大学大学院
福島大学大学院
- 【茨城県 /3校】**
茨城大学大学院
筑波大学大学院
常磐大学大学院
- 【栃木県 /1校】**
作新学院大学大学院
- 【群馬県 /1校】**
東京福祉大学大学院
- 【埼玉県 /8校】**
跡見学園女子大学大学院
埼玉工業大学大学院
駿河台大学大学院
東京国際大学大学院
文京学院大学大学院
文教大学大学院
立教大学大学院
早稲田大学大学院
- 【千葉県 /5校】**
神奈川大学大学院
専修大学大学院
東海大学大学院*
日本女子大学大学院
横浜国立大学大学院
- 【東京都 /35校】**
青山学院大学大学院
桜美林大学大学院
大妻女子大学大学院
お茶の水女子大学大学院
学習院大学大学院
国際医療福祉大学大学院
国際基督教大学大学院
駒沢女子大学大学院
駒澤大学大学院
首都大学東京大学院*
上智大学大学院
昭和女子大学大学院
白百合女子大学大学院
聖心女子大学大学院*
創価大学大学院
大正大学大学院
中央大学大学院*
帝京大学大学院
帝京平成大学大学院**
東京学芸大学大学院*
東京家政大学大学院
東京女子大学大学院
東京成徳大学大学院
東京大学大学院
東洋英和女学院大学大学院
日本大学大学院
法政大学大学院
武蔵野大学大学院
明治学院大学大学院
明治大学大学院
明星大学大学院
目白大学大学院
立正大学大学院
ルーテル学院大学大学院
- 【新潟県 /3校】**
上越教育大学大学院
新潟青陵大学大学院
新潟大学大学院*
- 【石川県 /1校】**
金沢工業大学大学院
- 【福井県 /1校】**
仁愛大学大学院
- 【山梨県 /1校】**
山梨英和大学大学院
- 【長野県 /1校】**
信州大学大学院
- 【岐阜県 /2校】**
岐阜大学大学院
東海学院大学大学院
- 【静岡県 /2校】**
静岡大学大学院
浜松大学大学院
- 【愛知県 /9校】**
愛知学院大学大学院
愛知教育大学大学院
愛知淑徳大学大学院
金城学院大学大学院
植山女学園大学大学院
中京大学大学院
名古屋大学大学院
日本福祉大学大学院
人間環境大学大学院
- 【京都府 /12校】**
京都学園大学大学院
京都教育大学大学院
京都光華女子大学大学院
京都女子大学大学院
京都大学大学院
京都ノートルダム女子大学大学院
京都文教大学大学院
同志社大学大学院
花園大学大学院
佛光大学大学院
立命館大学大学院
龍谷大学大学院
- 【大阪府 /9校】**
追手門学院大学大学院
大阪市立大学大学院
大阪経済大学大学院
大阪大学大学院
大阪府立大学大学院
関西大学大学院**
関西福祉科学大学大学院
帝塚山学院大学大学院**
梅花女子大学大学院
- 【兵庫県 /11校】**
関西国際大学大学院
甲子園大学大学院
甲南女子大学大学院
甲南大学大学院
神戸学院大学大学院
神戸松蔭女子学院大学大学院
神戸女学院大学大学院
神戸親和女子大学大学院
神戸大学大学院
兵庫教育大学大学院
武庫川女子大学大学院
- 【奈良県 /4校】**
大阪樟蔭女子大学大学院
帝塚山大学大学院
天理大学大学院
奈良大学大学院
- 【鳥取県 /1校】**
鳥取大学大学院
- 【島根県 /1校】**
島根大学大学院
- 【岡山県 /4校】**
岡山大学大学院
川崎医療福祉大学大学院
吉備国際大学大学院
ノートルダム清心女子大学大学院
- 【広島県 /5校】**
比治山大学大学院
広島国際大学大学院**
広島大学大学院
広島文教女子大学大学院
安田女子大学大学院
- 【山口県 /3校】**
宇部フロンティア大学大学院
東亜大学大学院
山口大学大学院
- 【徳島県 /3校】**
徳島大学大学院
徳島文理大学大学院
鳴門教育大学大学院
- 【香川県 /1校】**
香川大学大学院
- 【愛媛県 /1校】**
愛媛大学大学院
- 【福岡県 /7校】**
九州産業大学大学院
九州大学大学院**
久留米大学大学院
福岡教育大学大学院
福岡県立大学大学院
福岡女学院大学大学院
福岡大学大学院
- 【佐賀県 /1校】**
西九州大学大学院
- 【長崎県 /1校】**
長崎純心大学大学院
- 【熊本県 /1校】**
熊本大学大学院*
- 【大分県 /2校】**
大分大学大学院
別府大学大学院
- 【宮崎県 /1校】**
宮崎大学大学院*
- 【鹿児島県 /3校】**
鹿児島純心女子大学大学院
鹿児島大学大学院**
志学館大学大学院
- 【沖縄県 /2校】**
沖縄国際大学大学院
琉球大学大学院*

上記一覧では、無印は第1種指定大学院 (148校)、*印は第2種指定大学院 (13校)、**は専門職学位課程 (6校) を表しています。なお、九州大学大学院は専門職学位課程と第1種指定大学院が併設されており、会員校 (大学院) 数としては1校でカウントしています (会員校166校)。

編集後記

会報17号をお届けします。会則改正を受けて、本号は新会則と役員選出規程を掲載しました。また、それに伴う総会での審議事項の変更等を「お知らせ」として載せました。ようやく、活動できる団体としての形が整ってきました。会則等整備委員の先生方のご苦勞に感謝いたします。

その他、各委員会の報告と研究助成校からの報告を掲載しました。後者については次号以降も載せていく予定です。なお、前号にお約束した特集についてはさらに考えていきたいと思っています。

最後に、ご存じの方も多いと思いますが、会報編集前委員長の中釜洋子先生 (東京大学) が昨年9月に急逝されました。私事に渡りますが、先生は私の心強く

また親しい後輩であり、私は、この会報編集の仕事で一緒できるのを楽しみにしておりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。合掌 (飯長喜一郎)

日本臨床心理士養成大学院協議会報

第9巻 第2号 (第17号 Vol.9 No.2)

2013年 (平成25年) 3月31日発行

発行 日本臨床心理士養成大学院協議会

編集委員: 飯長喜一郎・山下景子

協力委員: 福田憲明・中坪太久郎

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

(財) 日本臨床心理士資格認定協会内

TEL:03-3817-0020/FAX:03-3817-5858

製作: (株) 誠信書房